

岩手県告示第 737 号

野外活動センター条例（昭和 49 年岩手県条例第 18 号）第 2 条第 2 項の規定により、岩手県立高田松原野外活動センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 10 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）

表 1 施設の利用料金

区 分		単 位		利用料金				
				小学校児童及び 中学校生徒	高等学校生徒、 学生及び勤労 青少年	一 般		
運動 広場	貸切使用	1 時 間 ま と に	普通使用（1 回につき）	円 570	円 860	円 1,150		
			回数使用（12 回につき）	5,700	8,600	11,500		
	区分使用	1 時 間 ま と 区 分 と に	普通使用（1 回につき）	290	430	580		
			回数使用（12 回につき）	2,900	4,300	5,800		
テニスコート	1 時 間 ま と 面 に	普通使用（1 回につき）	3 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	480	730	960		
			11 月 1 日から 翌年の 2 月 末日までの期間	200	300	400		
		回数使用（12 回につき）	4,800	7,300	9,600			
浮棧橋		船長 1 メートルにつき 1 日につき		円 60				
船揚場		船長 1 メートルにつき 1 日につき		10				
体 育 館	入場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	研修又は アマチュ アスポ ーツに 使用 する 場合	貸切使用	1 時 間 ま と に	普通使用（1 回につき）	円 670	円 1,000	円 1,330
					回数使用（12 回につき）	6,700	10,000	13,300
		区分使用	1 時 間 ま と 区 分 と に	普通使用（1 回につき）	340	500	670	
				回数使用（12 回につき）	3,400	5,000	6,700	
	その他の 催しに 使用 する 場合	土曜日及 び休日	1 時間までごとに		7,940	7,940	7,940	
		その他の 日	1 時間までごとに		6,620	6,620	6,620	
	入場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	研修又は アマチュ アスポ ーツに 使用 する 場合	貸切使用	1 時間までごとに		1,340	2,000	2,660
			区分使用	1 時間までごとに 1 区分ごとに		680	1,000	1,340
		その他の 催しに 使用 する 場合	土曜日及 び休日	1 時間までごとに		11,920	11,920	11,920
			その他の 日	1 時間までごとに		9,930	9,930	9,930
宿泊室		1 日までごとに 1 人につき		320	470	630		

備考 1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「勤労青少年」とは、25 歳未満の者であって、児童、生徒及び学生以外のものをいう。

- 3 「船長」とは、実測による船体の全長をいう。
- 4 船長1メートル未満の端数がある場合は、端数を1メートルに切り上げる。
- 5 浮桟橋及び船揚場の使用については、1日を単位として計算し、その期間が1日に満たない場合の料金は、1日として計算する。
- 6 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 7 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 8 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金
テント		1日までごとに1張につき		円 330
炊飯用具		1式1炊飯ごとに		110
ス ポ ー ツ 用 具	陸上競技用具	1式1時間までごとに		140
	軟式野球用具	1式1時間までごとに		220
	ソフトボール用具	1式1時間までごとに		220
	ラグビーフットボール用具	1式1時間までごとに		40
	サッカー用具	1式1時間までごとに		40
	ハンドボール用具	1式1時間までごとに		40
	スーパーホッケー用具	1式1時間までごとに		30
	グラウンド・ゴルフ用具	1式1時間までごとに		30
	テニス用具	1式1時間までごとに		40
	軟式庭球用具	1式1時間までごとに		40
	バスケットボール用具	1式1時間までごとに		130
	バレーボール用具	1式1時間までごとに		30
	バドミントン用具	1式1時間までごとに		30
卓球用具	1式1時間までごとに		60	
研 修 用 舟 艇	カヌー	1日までごとに1艇 ごとに	使用時間が4時間以内の場合	240
			使用時間が4時間を超える場合	360
	ヨット	1日までごとに1艇 ごとに	使用時間が4時間以内の場合	300
			使用時間が4時間を超える場合	450
放送設備		1式1時間までごとに		220
電気料		テニスコート又は体育館において電気を使用する場合は、実費を基準として知事が定める額		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 研修用舟艇を児童、生徒又は学生が使用する場合の利用料金は、これらの者以外の者が使用する場合の利用料金の額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。）とする。